

社会的行為と宗教

— マックス・ヴェーバー 『理解社会学のカテゴリー』における
宗教用例の分析 —

荒 川 敏 彦

“Gemeinschaftshandeln” and Religion

The Analysis of religious actions in Max Weber's

“Ueber einige Kategorien der verstehenden Soziologie”

ARAKAWA Toshihiko

1. 『理解社会学のカテゴリー』の「再発見」

本稿の課題は、マックス・ヴェーバーの『理解社会学のカテゴリー』（1913年。以下、『カテゴリー』）の中から宗教社会学的知見を抽出し、用例を精査することである。数あるヴェーバーの著作において、宗教社会学を直接の主題とした論稿にではなく、方法論的・概念論的な論文における宗教社会学的知見を検討するという、一見迂遠に見えるこのような本稿の考察方法の意義について、はじめに簡単に説明しておく必要がある。

現代は、一方で世俗化が議論されると共に、他方で脱世俗化が指摘され、また一方で宗教の私事化が語られると共に、他方で宗教の公共化が論じられるといった具合に、宗教的社会現象を単一の図式で把握することの困難さが明らかな時代である。このような多面的な様相を呈する世界を宗教社会学的に考察しようとするとき、合理主義を一義的ではなく方法論的に扱ったマックス・ヴェーバー（1864-1920）の業績は、今なお重要な参照軸の一つであろう。のみならず、宗教と世俗の領域間ダイナミックスを視野に収めたその洞察は、グローバル化の下で進展する宗教と世俗領域との関係の変容⁽¹⁾を考察する手がかりにもなるのではないだろうか⁽²⁾。

そのような関心からヴェーバーの宗教社会学的著作を見てみると、『経済と社会』に所収された『宗教社会学』章の重要性に気づく。というのも、それは「プロテスタント的宗教性」や「近代社会」という — 従来の「ヴェーバー論」の基本線をなしてきたものではある

が—限定された、その意味で狭い枠組みを含み込みながら、それを超えて広く宗教的行為を社会科学的に分析する上での重要な考察を数多く含んでいるからである⁽³⁾。

しかも、『経済と社会』の編纂問題に端を発するこの四半世紀余のヴェーバー研究の進展は、『宗教社会学』の新たな読みの可能性を開示している。『宗教社会学』の読解にとって重要な新展開は、それが収められた『経済と社会』〈旧稿〉部分の概念的基礎が『理解社会学のカテゴリー』であることの「発見」である。従来、『経済と社会』の概念的基礎は『社会学の基礎概念』(1922年。以下、『基礎概念』)とされてきたが、その前提が覆されたのである⁽⁴⁾ [折原 1988 : 1996 : 2007; Schluchter & 折原 2000]。したがって現在、『経済と社会』〈旧稿〉の後期執筆時期の著作である『宗教社会学』章を解釈するには、『カテゴリー』を参照する必要がある。

ただし、それについては若干の異論も提出されている。ヴェーバー全集 (MWG) の編集委員であり『経済と社会』の「成立史」の巻を担当したヴォルフガング・シュルフターは、『カテゴリー』前半部 (第1～3章) については『宗教社会学』との密接な関連を指摘するが [Schluchter 1988 : 566=1990 : 126]、その一方で、『カテゴリー』後半部 (第4～7章) については、その概念規定の規準的意義は『経済と社会』〈旧稿〉の後期には消失したと推論している [Schluchter 2009]。そうだとすれば、『カテゴリー』の概念論部分と『宗教社会学』との関連は希薄だということになる。

だがこの見解は、内部に執筆時期の違いがあるとしても、『カテゴリー』前半部と後半部を一つの論文として仕上げ発表した1913年段階でのヴェーバーの問題構成を無視している (ここで『カテゴリー』が遺稿でないことは重要である)。のみならず、この見解では、『宗教社会学』の冒頭で『カテゴリー』後半部の概念が明示的に使用され、内容的にも合致していることを説明できない。しかもシュルフターの見解の根拠の一つは、術語の明示的使用がどの程度あるかという頻度の問題である。なるほど『宗教社会学』の記述では、『カテゴリー』の諸概念が頻繁に使用されているわけではない。ゲマインシャフト行為およびゲゼルシャフト行為の概念使用は数えるほどであり、諒解行為 (ないし諒解) 概念に至っては、一度も使用されていない。しかし、術語を必ずしも記述の中で用いなくとも、概念的な把握はなされ得るのではないだろうか。『宗教社会学』の冒頭では「ゲマインシャフト行為」という『カテゴリー』に固有の概念を用いながら、論述全体の問題設定がなされているのである [宗教 245=3]。

本稿では、こうした近年のヴェーバー研究の成果と残されている問題とを踏まえ、『経済と社会』〈旧稿〉の一部である『宗教社会学』の再解釈にむけた予備的考察として、『カテゴリー』における宗教的事象の記述を検討していきたい⁽⁵⁾。それによって、『カテゴリー』刊行時点 (1913) でのヴェーバーの、宗教的現象に関する認識と把握の仕方的一端を知ることができるだろう。また、それを通して、ヴェーバーのいわば「もう一つの宗教社会学」的知見を掘り起こすという狙いも有している。

2. 『理解社会学のカテゴリー』の諸概念と「宗教的事象」の用例

最初に、『カテゴリー』で規定された諸概念を概観しておくことにしたい。1913年第一次大戦前の『カテゴリー』でヴェーバーは、秩序形成と行為遂行に関する相互規定的で動態的な過程を概念化しようと試みている。中心概念の規定は複雑かつ微細な点にまで及んでいるが、ここではその骨格を取り出しておこう。目次に見られるように、基本は、ゲマインシャフト行為、ゲゼルシャフト行為、諒解行為、アンシュタルト、団体という概念である。

まずゲマインシャフト行為とは、「本人の主観において他人の行動へと意味の上で関係づけられた」行為のこと（あえて訳せば「他者関係行為」）であり、これが『カテゴリー』における行為概念の基盤となる。

次いで、そのゲマインシャフト行為の中でも、目的合理的な制定秩序に準拠して遂行される行為を、ゲゼルシャフト行為（あえて訳せば「制定秩序準拠行為」）とし⁽⁶⁾、他方、協定は存在しないが、行為者が予想に適合的な行為を妥当とみなして行為するがゆえに、当の行為の予想が経験的に妥当している場合、つまり、あたかも協定が存在する「かのように als ob」みなすとその予想が経験的にも妥当しているような場合を、諒解 Einverständnis と名づけた（諒解に準拠した行為が諒解行為）。

これらの行為概念を基礎に、自分では何もしていないのに合理的秩序と強制装置によっても行為が規定されている国家や教会のような場合を、アンシュタルト Anstalt（アンシュタルト行為）として概念化する。他方、やはり自分では何もしていないが、アンシュタルトとは異なって制定律はなく、諒解に準拠している場合を団体 Verband（団体行為）と概念化している。したがって、アンシュタルトと団体の関係は、ゲゼルシャフト行為と諒解行為の関係に対応している（前者が合理的な制定律ないし協定に準拠し、後者にはそれがない）。

より広い外延をもつ行為の概念から、他者に対する主観的意味を有するゲマインシャフト行為を概念構成し、この概念を基点に据えたのは、もちろん行為「理解」の問題を考慮してのことである。いずれにしても、このような概念構成を基礎とすることによって、「教会」や「教団」などそれ自体で実体視されがちな組織を、行為と秩序をめぐる相互規定的でダイナミックな「関係」の視点から把握する方途が開かれることとなった。

『カテゴリー』は以上の諸概念を構成しながら、理解社会的な現象分析の基礎を整備している。これら概念装置は、宗教的事象といかに関連させて構想されているか。『宗教社会学』の中にそれを探る前段階として、それを『カテゴリー』内部の記述から検討するのが本稿の課題である。まず、『カテゴリー』全体の中で、宗教的事象がどれくらい例示として用いられているのか、網羅的に整理してみよう（表1）。

(表1) 『理解社会学のカテゴリー』における宗教的事象の明示的用例

用例番号	章	内容	WL頁	翻訳頁
1	1章「理解」社会学の意味	エクスターゼや神秘的体験の理解-説明可能性	428	10
2		主観的意味によって特定される行動（仏教徒の瞑想、キリスト教的禁欲の心術）	429	13
3	2章「心理学」との関係	主観的目的合理的行為と客観的整合合理的行為のずれ（呪術的行為／宗教的行動、宗教性／脱呪術化）	433	22
4		ニーチェのルサンチマン論	434	25
5		整合合理的な行為経過と主観的目的合理的行為のずれ（神秘的-観照的宗教性とその帰結、予定信仰とその帰結）	436	29
	3章 法教義学との関係	宗教的事象による例示なし		
	4章 「ゲマインシャフト行為」			
6	5章「ゲゼルシャフト化」と「ゲゼルシャフト行為」	協定された秩序（宗教的ゼクテの秩序）	446	60
7		穏やかな心理的強制の例（キリスト教の兄弟的訓戒）	448	64
8		他律的秩序：教会のゲゼルシャフト行為が政治的暴力の秩序に準拠する場合、またはその逆	449	68
9	6章「諒解」	概念的に「もっとも純粋な」類型はゲマインシャフト行為や諒解以前のもの（宗教の領域にも言える）	462	100
10		諒解の開放性と閉鎖性（聖なる言語も独占的に閉鎖される）	463	102
11		無限の献身感情の暴圧（性愛的あるいはカリタスの関係）	464	103
12	7章「アンシュタルト」と「団体」	アンシュタルトとしての教会（宗教ゲマインシャフトの構造）	466	110
13		純粋な「団体」（預言者と使徒たちのゲマインシャフト／世襲「教主」を権力者とする宗教「教団」）	467	112
14		アンシュタルトにおいて、授与された制定律を妥当とする動機（宗教的信仰）	468	115
15		制定律の授与が他律的な場合（教会・教団の成員のゲゼルシャフト行為に、政治的団体から制定律が授与）	468	116
16		授与力の基礎：支配する具体的な人間（預言者）	470	118
17		社会の分化と合理化の意味（未開人に呪術的手続きの意味が隠されているのと同じ）	473	125
18		呪術的諸力の非合理的機能	473	126

『カテゴリー』は、理解社会学の方法と領域を画定する1章から3章と、分析のための諸概念を構成する4章以下とに大別される。先に触れたように、前者と後者で執筆時期にずれがあり、第4章以下が先に執筆されたと推定されているが、いずれにせよ（表1）を見れば、ほとんどの章で宗教事象が記述の具体例として用いられていることが分かる。したがって純粋に『カテゴリー』を理解する上でも、宗教用例についての検討は重要だろう。

もっとも、本稿では分析の力点を、第4章以下の『カテゴリー』後半部（とくに諒解概念をめぐる議論）に置きたい。紙幅の都合もあるが、ヴェーバー自身の証言によれば、『経済と社会』（旧稿）の概念論として執筆されたのは――したがって『宗教社会学』を解釈する上

で概念論の問題として直接に関わってくるのは一、第4章「ゲメインシャフト行為」以下の諸概念に関する議論だからである〔カテゴリー 427=6〕。したがって『宗教社会学』もまた、『カテゴリー』第4章以下の諸概念との関連でどのように解釈可能かが問われてくる。とすれば、『カテゴリー』の第4章以下で、どのような仕方で宗教が言及されているかもまた注意すべき点になるはずである。

とは言っても、『カテゴリー』前半部分は『宗教社会学』と同時期の執筆と推定されているから、それが『宗教社会学』にとって重要でないわけではない。本小論で全ての用例分析はできないが、前半部分（第1～3章）からは、とくに2つの用例について触れておく。

一つは、仏教徒の瞑想やキリスト教的禁欲を例にあげ、「対象」に向けられた主観的意味に着目して「行為」概念を規定する【宗教用例2】⁽⁷⁾である。この瞑想や禁欲は、行為の意味が「内的」な対象に結びつけられた例である。同様に「外的」な対象に結びつけられた行為は、たとえば経済的物財の処分である。行為概念においては、主観的意味の対象が内的か外的かは問われないのである。行為概念からさらに進んで、主観的意味の關係する対象を、一般的な「対象」から「他者」へと絞り込んでいく。それによって、「他者」に向けられた主観的意味を有する行為をゲメインシャフト行為として概念化し、理解社会学にとって「特に重要な行為」とするのである⁽⁸⁾。

もう一つは、呪術が、非呪術的な宗教的行動よりも、主観的にははるかに目的合理的であるとして、主観的目的合理性と客観的整合合理性を区別した【宗教用例3】である。両者の区別は、方法的視角として重要であるのみならず、ヴェーバーの宗教理解に見られる分析枠組みを知る上でも重要である。すなわちこの用例においてヴェーバーは、宗教性は脱呪術化するにしがって「(主観において)より目的非合理的な意味連関を受け入れることを必要とする」と指摘している。従来のヴェーバー理解においては、「脱呪術化」を「合理化」として理解する、素朴かつ一面的な合理性が認識されがちだった。しかしこの用例を踏まえるなら、目的合理性の視点から見れば、脱呪術化した宗教性の方が「非合理」だということになる。呪術を一義的に非合理と決めつける近代化論的な脱呪術化理解が、ヴェーバーの比較社会学的認識を把握し損ねてしまう典型と言えらるだろう。どの視点からの合理性なのかによって合理性の意味は変化するという合理主義解釈の視点は、今なお重要である。

3. 『カテゴリー』の宗教用例とその検討

さて、以下では『カテゴリー』後半部分（第4章以下）における宗教用例を検討していくことにしたい。第4章「ゲメインシャフト行為」は、例示もほとんどない抽象的な記述で展開されているごく短い章であり、概念構成の基礎であるゲメインシャフト行為概念についての章であるが、宗教用例は見られない。

(1) 第5章「ゲゼルシャフト化Vergesellschaftung」と

「ゲゼルシャフト行為Gesellschaftshandeln」

ゲゼルシャフト化およびゲゼルシャフト行為とは、先に見たように、制定秩序にもとづいて立てられた予想に意味上準拠してなされた行為を指す。しかしそれは、当の秩序を遵守した行為とは限らない。泥棒は主観的に「秩序に違反した」ゲゼルシャフト行為であるし、主観的には秩序に適った行為のつもりだが秩序の平均的解釈から外れてしまったという場合も客観的に「逸脱的」なゲゼルシャフト行為として、いずれもゲゼルシャフト行為の範疇に入るからである [カテゴリー 446=59-60]。秩序の準拠と遵守が区別され、準拠していても遵守しているとは限らないという事態が把握されている。

これら2つのゲゼルシャフト行為を超えたところに、単に「ゲゼルシャフト化に制約されている vergesellschaftungsbedingt」にすぎない行為のさまざまな場合がありうるとヴェーバーは述べる。そのひとつの例として、宗教的ゼクテの秩序への準拠が他に及ぼす影響があげられている。すなわち自らの所属するゼクテの定めた規律化したふるまいが、生活スタイル全体の発現としての行為に、目的合理的な意図なしに影響する場合であるという（【宗教用例 6】⁽⁹⁾）。ここで想起されるのは、禁欲的プロテスタンティズムの禁欲が生活態度を合理化し、まったく異なる領域である近代資本主義と親和的になるという「意図せざる結果」だろう。ゲゼルシャフト行為は制定秩序への準拠をメルクマールとする行為概念だが、その秩序の領域を超えた範囲にも影響を及ぼしうるのである。

ところで、他者に対する予想は、「他者の何らかの利害関心が、平均的には充分効果的に彼らを協定された秩序の遵守へと促していると認めうる場合」、より確実になるだろう。

【宗教用例 7】 秩序を遵守しないような場合には物理的な強制あるいは心理的な強制（どんな穏やかな、たとえばキリスト教の「兄弟的訓戒brüderliche Vermahnung」の中にしかありえないようなものでも）の行使が見込まれるという可能性が個人によって前提されていれば、前述のように自信をもって予想を立てても平均的には裏切られないはずだという主観的確信は強まりうるし、かの予想が根拠をもつという客観的蓋然性も非常に高まりうるのは当然のことである。[カテゴリー 448=64]

『マタイによる福音書』の中で、イエスは次のように述べている。「兄弟があなたに対して罪を犯したなら、行って二人だけのところで忠告しなさい。言うことを聞き入れたら、兄弟を得たことになる」[マタイ 18:15]。大衆の面前で過失を責め立てるのではなく、そつと内省を促す兄弟的訓戒のような穏やかなものでも、その心理的強制が行使される可能性が前提されうるならば、行為の予想は偶然的ではなく高い蓋然性をもつだろう。ヴェーバーは、「物理的なものであれ心理的なものであれ、『強制』が何らかのかたちでほとんどすべてのゲマインシャフト関係の基礎にある」と見ているが [カテゴリー 464=105]、そうした事

情が、他者の行動の予想の根拠として析出されていくのである。その強制の「程度」は、ここでは問題ではない。また強制の「手段」も無関係であり、「風紀にかんする口やかましい叱責」などでもよいわけである〔基礎 18=53〕⁽¹⁰⁾。

さて、ゲゼルシャフト化が自立的形象とみなされたり、より上位で介入的なゲゼルシャフト化の「部分」とみなされたりするのは、個々の事例に則して検討しなければならないが、ヴェーバーは「あるゲゼルシャフト化を……包括的なゲゼルシャフト化の『部分』とみなす」ケースについて、2つの場合をあげている。その一つが、以下の宗教用例である。

【宗教用例 8】 あるゲゼルシャフト行為の経験的に「妥当する」秩序が、もっぱらこの行為に関与する人々の制定のみによって生ずる（自律的 autonom な秩序）のではなく、関与者が当のゲゼルシャフト行為を（常に通常の場合について言うことなのだ）自らが関わる他のゲゼルシャフト化の秩序にも準拠させることで、このゲゼルシャフト行為がまた規定されるような場合である（他律的 heteronom な秩序、たとえば、教会のゲゼルシャフト行為が政治的暴力 politische Gewalt の秩序に準拠する場合、またはその逆）。〔カテゴリー 449=68〕

すなわち、あるゲゼルシャフト行為が、当該秩序の「制定」にのみ依拠するのではなく、他のゲゼルシャフト化の秩序にも準拠する、つまり他律的な秩序に準拠することで経験的に妥当する場合である。その例に、教会と政治的暴力の関係があげられているのである。政治的暴力の秩序に教会が準拠するような場合、教会は政治の「部分」となる。ただし、「その逆」もあり得るのであって、政治的権力ないし暴力が、宗教的勢力の秩序に方向づけられることは（現代も）ある。

関連する事態は、『カテゴリー』第7章でも触れられている。すなわち「アンシュタルト制定律の成立」が参加者の自律的な「協定」によることは極めて希で、制定律は「ほとんど例外なく授与 Oktroyierung」によっているという。この授与 Oktroyierung は、「自立的 autonom」な授与（たとえば「国家」の法律）と、外部からの「他律的 heteronom」授与とに分けられる。そして後者について、教会の成員の行為を政治的団体が他律的に秩序づける例（【宗教用例 15】⁽¹¹⁾）があげられている。

(2) 第6章「諒解 Einverständnis」

『カテゴリー』第6章「諒解」の記述に際し、宗教的事象はどのように言及されているのだろうか。近年、諒解概念の重要性が再発見され、『カテゴリー』の解釈が大きく転換された〔松井 2007〕。第6章に具体的な宗教用例をあまり見ることはできなかったが、3つの用例が見出された。

「かのように」で特徴づけられる諒解であるが、「『諒解』の可能性への準拠に制約された

かたちでなされる、そしてその限りでのゲマインシャフト行為の総体」と定義された諒解行為は [カテゴリー 456=86]、定義上、ゲマインシャフト行為でなければならない。だが、行為が諒解に方向づけられるためには、ゲマインシャフト行為である必要はない [カテゴリー 462=99]。ロビンソン・クルーソーの例に見られるように、経済的行為も概念的な極限事例においては「他者」への意味上の関係づけはなされていない。それはもちろんゲマインシャフト行為とは言えないし、諒解に準拠した行為もでもない。ヴェーバーは次のように述べる。

【宗教用例9】むしろごく一般的な事態はといえば、行為の個々の領域におけるまさに概念的に「最も純粋な」類型はゲマインシャフト行為とか諒解以前のもので、ということであり、それは宗教の領域においても、また経済においても、さらに学問的・芸術的構想についてもいえる。[カテゴリー 462=100]

もちろん「客観化」の道程は、通例はすぐにゲマインシャフト行為に至るし、たいていは特に諒解行為へと至る。「行動」の下位概念として「行為」が、そして「行為」の下位概念として「ゲマインシャフト行為」が規定されているのだから、ここでの言明は当然ではある。だが行為諸概念をよりアモルフな状態から秩序づけられた状態まで、双方向かつ多方向的に流動的な移行を視野に入れることは重要である。では、その流動的移行はどのような認識につながっているのだろうか。ここで重要なのは、ゲマインシャフト行為はもちろん、ゲゼルシャフト行為も諒解行為も相互に排他的ではなく、同一の行為の異なる局面でもあり得るといふことだろう。「個々の人間は自らのなす行為において絶えず数多くの、そして常に新たなゲマインシャフト行為、諒解行為、ゲゼルシャフト行為に関与する」[カテゴリー 461=97]。ヴェーバーは、個人が自分の「行為を合理的に準拠する圏域」が多様であればあるほど、それを「合理的なゲゼルシャフト的分化」として位置づけている [カテゴリー 461=98]。つまり、他者への意味づけを持たない概念的な純粋類型としての行為から、宗教や経済や政治など複数の相異なる領域ないし意味の圏域のゲゼルシャフト化への移行を、分化のプロセスとして概念的に把握しているわけである。そこでは個々の領域がいわば「固有法則性」を獲得して展開する軌道として、一義的な全体の一体的合理化ではなく、多方向への可能的な分化のプロセスが見据えられている。

ではゲゼルシャフト的分化は、各々の行為の圏域をどのように境界づけるのであろうか。ゲマインシャフト行為や諒解は、「他者」への意味づけを有するが、「第三者への『排他性』と同一ではない」[カテゴリー 463=101]。たしかに現実には、他者についての「予想」をする際に、地上のすべての人間が当の諒解に関与しているだろうとは考えないもので、「ごく不明瞭にしか限定されない一群の人々だけが考慮に入れられるのが通例」である。それは、貨幣交換による市場においてもそうである。だがその一方でヴェーバーは、諒解という事態

が帯びる次のような閉鎖化の可能性を指摘する。

【宗教用例10】 言語（聖なる言語、特定身分の言語、あるいは隠語として）も市場も、諒解やゲゼルシャフト化によって独占的に「閉じ」られうる。[カテゴリー 463=102]

「言語ゲメインシャフト」に属している人々は、第三者を諒解から排除することに関心をもたないし、市場関係者も市場の「拡大」を利益と考えるはずである。そうであれば、制定秩序がないのにある「かのように」行為すると妥当するという諒解の典型である、言語ゲメインシャフトや市場ゲメインシャフトは、開放的であるはずだ。しかし、それらも、場合によっては独占的に閉鎖的であり得る。

その例として最初に出されているのが、「聖なる言語」による独占的閉鎖である。たとえば、恩寵普遍主義を掲げ、したがって万人に開かれている教会において、特定の場面で使用言語がラテン語とされることによって、実質的には救済知が独占されるといった事態を指すであろう。したがって諒解行為は「連帯」と同一ではなく、「外部」と対立する共通の利益を得ることがあり得るのである。

実はこれと似たようなことは、制定律に準拠したゲゼルシャフト行為についてもあてはまる。ゲゼルシャフト行為が、抵抗としての連帯を意味するのか、利害の妥協を意味するのか、闘争対象の変更に過ぎないのか、といったことは個別にしか言えず、しかもすべての要素がいくらかずつ含まれていることがありうる。ヴェーバーによれば闘争とは、他者の行動の予想に準拠しつつ、その反抗的意志に逆らって自己の意志を貫徹する努力のことである。闘争はつねに存在し、たとえば一見すると闘争などとは無縁に思える宗教的な慈善の中にも見出されるという。

【宗教用例11】 たとえば、性愛的ないしカリタスの（慈善的）関係のように、無限の献身感情 Hingabefühl と結びつけられた諒解ゲメインシャフトであって、そうした感情にもかかわらず、相手を容赦なく暴圧するという要素を含まぬものは存在しない。[カテゴリー 464=103]

ヴェーバーは『経済と社会』(旧稿)の『市場』章でも、親密な関係も含めたあらゆる人間関係が、しかも無条件的な人格的献身 Hingabe でさえも、相手との魂の救済をめぐる闘争を意味すると述べている [WuG 383]。また、『カテゴリー』と同じ1913年に社会政策学会に提出された文書、およびその加筆版である『価値自由』論文(1917)においても、闘争はつねに存在するものであり、闘争の一形態として「内面的な暴圧 Vergewaltigung」をあげ、「性愛的あるいはカリタスの献身」をその例としている [Gutachten 127; 価値自由 517=80]。『宗教社会学』との関連では、宗教倫理により統制する余地のある人格的な宗教

的慈愛（カリタス）と、その余地のないゲゼルシャフト化した経済の物象的關係との緊張が、「市場ゲゼルシャフト化」との関連で述べられている点が注目されるだろう〔宗教353=270〕。『カテゴリー』や『宗教社会学』を執筆していた時期、ヴェーバーが闘争の契機をいかに重視していたか。それは何も露骨な政治的権力闘争や経済競争だけではなく、恋愛や一見すると穏やかな宗教的慈愛の關係に潜む内面的な闘争をも、ひとつの典型的な例として念頭に置いていたことがうかがい知れるだろう。

(3) 第7章「アンシュタルト Anstalt」と「団体 Verband」

ここまで見てきた『カテゴリー』第5章と第6章は、ゲゼルシャフト行為ないし諒解について述べた章であるが、第7章では、アンシュタルトおよび団体の概念が説明される。先に見たように、この2つが制定律の有無によって、ゲゼルシャフト行為および諒解に対応する。宗教社会学的知見における諒解の位置を知る上で重要な章と言えるが、紙幅の都合から一部省略しながら概観しておきたい。

人為的な合理的秩序と強制装置が、アンシュタルトの要件である。したがって、人間がその中へ「産みこまれ教えこまれる」形態がすべてアンシュタルトなわけではない。たとえば言語ゲマインシャフトは、同様に「産みこまれ教えこまれる」ものだがアンシュタルトではない。アンシュタルトの『純粹』類型は「ほんの少ししか存在しない」が〔カテゴリー467=112〕その代表例は国家と教会である。

【宗教用例12】「国家」と呼びならわされている政治ゲマインシャフトの構造形態や、たとえば厳密かつ専門的な意味で「教会 Kirche」と呼びならわされている宗教ゲマインシャフトの構造形態は、「アンシュタルト」と言ってよい。〔カテゴリー 466=110〕

このように、アンシュタルトについて典型的な例をあげたヴェーバーは、しばらく後の記述で重要な指摘を行っている。「アンシュタルトも結社も、そのすべての制定律の圧倒的多数は、起源の点からいえば協定されるのではなくて授与されたもの」だと述べるのである〔カテゴリー 469=116〕。アンシュタルトは「産みこまれる」のだから、制定秩序が授与されるというのは分かりやすいが、目的的な結社の制定律もまた、起源においては「授与」されるのだという。

【宗教用例16】 事柄に即して言えば、どのような授与力も、具体的な人間（預言者、王、家産制的支配者、家父長、長老その他の名望家、官僚、政党「指導者」、またはきわめてさまざまな社会学的性格の他の「指導者」）が他の人間の団体行為に対して及ぼす、その範囲や様態においてはその都度異なるある特殊な影響力——「支配」——にもとづいている。〔カテゴリー 470=118-119〕

ただし、予想だけに準拠した諒解行為が不安定であることを、ヴェーバーはくり返し指摘する。したがって「服従者が支配関係を自分にとって『義務づけられた』ものと主観的にみなすがゆえにこそ服従するということが平均的にあてにできる」ことが、諒解の「経験的妥当」のチャンスが高めるのであり、その限りで、「支配」は「正当性」諒解“Legitimitäts”-Einverständnisにもとづくのだ、と述べている [カテゴリー 470=119]。ここは、ヴェーバーの「支配の正当性の根拠」に関する興味深い点であるが、本稿の視点からは、「預言者」が具体例としてあげられていることを指摘しておく。預言者において、制定律が協定ではなく「授与」されたものだという事態は、とくに「起源において」という点を考慮するとカリスマ論へとつながるものであろう。

さて、アンシュタルトが制定律を有するという点でゲゼルシャフト行為に対応するのに対し、団体は諒解に準拠した諒解行為に対応する。団体の「純粋な類型」としてヴェーバーは次のような例をあげる。

【宗教用例13】 かなり純粋な類型の「団体」と言えるのは、「家長」を権力者とする原生的「家ゲマインシャフト」、「君主」を権力者とする合理的制定律を欠いた「家産制的」な政治形成体、「使徒たち」を伴った「預言者」を権力者とするゲマインシャフト、そして、たとえば世襲「教主Hierarch」を権力者とするもっぱら諒解によって存立する宗教「教団Gemeinde」などである。[カテゴリー 467=111-112]

団体を構成するのは、(1)参加が目的合理的でなく諒解によるものとみなされ、(2)制定秩序がないにもかかわらず、権力者が諒解によって実行力をもつ秩序を発令し、(3)参加者の諒解違反的行動には、物理的・心理的強制を行使しうる、という諒解行為である。使徒と預言者のゲマインシャフト、世襲教主の宗教教団などがその例にあげられている。

さて『カテゴリー』の最後に現れる宗教用例は、先に触れたゲゼルシャフト的分化についての次のような指摘である。

【宗教用例17】 ゲゼルシャフト的な分化と合理化との進展が意味するのは—必ずいつもというわけではないとしても、結果においては全く通常の場合—合理的な技術や秩序に実際に関わる人々が、その技術や秩序の合理的な基礎から全体としてみればますます引き離されていくということであって、彼らには総じて、「未開人」に呪術師の呪術的手続きの意味が隠されているのと同じように、その合理的基礎が隠されているのが常である。[カテゴリー 473=125]

本稿の第2章で簡単に触れたように、『カテゴリー』前半部分でもヴェーバーは、呪術をめぐる目的合理性の問題について論究していた。そして『カテゴリー』の末尾でふたたび呪

術を例にあげつつ、ゲゼルシャフト的な分化と合理化は、行為の意味が合理的基礎から引き離されていくことを意味すると述べる。ゲゼルシャフト行為が目的合理的であるからといって、その手続きの「意味」が理解されているとは限らない。むしろその逆であり、その点で現代人は呪術師と同位体だというわけである。そして、つづけて次のように述べる。

ゲマインシャフト行為の諸条件や諸連関についての知識の普遍化 *Universalisierung des Wissens* が、当の行為の合理化 *Rationalisierung* をもたらすというわけでは決してなく、たいていはその正反対のものが、行為の合理化をもたらすのである。[カテゴリー 473=125]

知識の普遍化の正反対、つまり専門化（見方によっては「無知の普遍化」[平子 1997]）が、ゲマインシャフト行為の合理化をもたらすのである。現代人の状態が「特殊『合理的な』色彩」をもつ理由は、現代人はその原理を知ろうと思えば合理的に知りうるという信仰 *Glauben* をもつからであり、以下のような確信があるからに過ぎない。ふたたび呪術師との対比がなされ、『カテゴリー』は締めくくられている。

【宗教用例 18】 日常生活の諸条件は合理的に、すなわち周知の規則 *bekannten Regeln* に従って機能するのであって、未開人が呪術師を通じて呼び起こそうとする諸力 *Gewalten* のように非合理的には機能 *funktionieren* しないであろう、だから人間は、少なくとも原理的には、それらを「あてにし *rechnen*」、その動きを「計算 *kalkulieren*」し、そこからもたらされる一義的な予想に準拠して自ら行為しうるのだ、という確信 *Zuversicht*。[カテゴリー 473=126]

行為とゲマインシャフト行為を区別し、さらに秩序に着目して、ゲゼルシャフト行為と諒解行為を区別するという概念構成は、社会がいかに分化するか分析を可能にする。それによって得られる一つの知見は、合理や文明といった近代人が抱く優越的アイデンティティが「信仰」や「確信」を基礎にしているという皮肉であった。呪術や宗教を非合理とみなす近代科学的な因果論的世界像が、しかし特殊な信仰に依拠しているという洞察は、世界観をめぐる「闘争」の存在に思いを至らせるであろう。脱呪術化もそのような文脈で理解することができると思われる。

4. 『宗教社会学』の考察に向けて

本稿では、『経済と社会』(旧稿)の『宗教社会学』と『カテゴリー』との内的関連を検討するために、いわば「トルソの頭」(折原)における宗教的事象の用例を拾い上げ、文脈を

検討するという予備作業を行った。この後に続くのは、今度は「胴体」を『カテゴリー』との関連で解釈するという作業であり、さらにその後には、「世界宗教の経済倫理」シリーズと『宗教社会学』との「相互補完関係」についての考察が控えている。

このような検討を踏まえると、『経済と社会』〈旧稿〉の執筆時期のヴェーバーが、プロテスタンティズム中心的な視点ではなく、広く宗教現象を社会学的概念で把握する視点を準備していたことが分かる。だとすれば『宗教社会学』の解釈もまた、そのような認識を踏まえて再解釈する必要があるだろう。その際には、(1) ゲマインシャフト行為、ゲゼルシャフト行為、諒解行為などが、相互関係しながら重層的に存立しているということ。(2) 秩序についても、「経験的には並行して『妥当』しているような複数の秩序」に、個人が準拠して行為するというのが現実の姿であろうし、ヴェーバーはその側面を十分に意識していたこと〔カテゴリー 445=56〕。(3) ゲゼルシャフト的分化が、行為が多様な圏域へと準拠する可能性を進展させるとともに、人びとを合理的基礎から引き離していること。これらの点に留意し、行為と秩序のダイナミズムが宗教的行為とその存立構造をいかに形成し変容させるのかに着目する必要があるだろう。すなわち、『宗教社会学』のより具体的な記述の中で諸行為および諸秩序の同時的な重層性を把握していくこと、これが今後の課題である。

【註】

- (1) 近代社会を機能分化として特徴付けたルーマンの議論を参照しつつ、正村俊之は、現代のグローバリゼーションがルーマンの機能分化論とは異なる様相を呈している局面に注目している〔正村 2009〕。正村は、グローバリゼーションを中世から見通す長大な射程において考察しており、生活諸領域の緊張関係を分析したヴェーバーの歴史社会学の考察との接点を考察することは興味深い課題である。
- (2) ヴェーバーの宗教社会学、とりわけプロテスタンティズム論をはじめとして『宗教社会学論集』に所収された諸論文を「近世（初期近代）」に注目して読解することの意義については拙稿〔荒川 2009〕を参照。ヴェーバーにおける近世論の意義は、これまで見すごされてきたと言ってよい。だがそもそも『プロ倫』は狭義の「近代」を論じた著作ではなく、主たる分析対象の時期は近世である。そのことのもつ「世界史的意義」を現代のグローバリゼーションとの関連で考察する意味は、ますます大きくなっているように思われる。近世という、中世的秩序の崩壊から新たな秩序形成への過渡期は、大航海時代および近代資本主義のグローバルな展開への「反応条件」と、その結果さまざまな地域文化ごとに固有な展開を見せる近代的社会秩序の「形成条件」を考察する上で重要である。
- (3) ヴェーバーの宗教社会学的著作には、『宗教社会学論集』所収の諸論文と『経済と社会』所収の『宗教社会学』との2系列が、相互補完的な関係としてある。この点について、さしあたり〔荒川 2009〕参照。
- (4) したがって折原浩の一連の研究をはじめ、現在、『カテゴリー』の概念構成を基礎に『経済と社会』の〈旧稿〉部分を読み直そうとする試みが次々と現れているのもうなずける〔松井 2007〕〔雀部 2007〕〔小路田ほか 2009〕。その際に重要なのは、『カテゴリー』をどう解釈するのかがであろう。その点で、『カテゴリー』の重要概念でありながら、これまで見すごされ、あるいは貶められてきた「諒解」概念の再発見〔松井 2007〕は大きな意義を有するものである。
- (5) もちろん、『支配の社会学』の「カリスマ」論や「教権制」論などが、直接『宗教社会学』章と関連する内容のものであるように、宗教的事象が政治や経済的事象の条件として作用することもあり、『宗教社会学』でそれらのすべてが包括されているというわけではない。
- (6) ゲマインシャフト行為が、他者との関係で意味を有する包括的概念であるとすれば、ゲゼルシャフト行為と諒解行為は、ゲマインシャフト行為の内部で、制定秩序がある場合と、ない場合とに分けられ

- る。つまりゲメインシャフト行為は、ゲゼルシャフト行為を内包するのであり、対立概念ではない。
- (7) 以下、(表1)で示した用例番号を付して【宗教用例+番号】の形式で示す。
- (8) 後年の『基礎概念』では、ゲメインシャフト行為概念にかえて同一の内容を「社会的行為」と命名しているが、その際、「たとえば、宗教的行動 religiöses Verhaltenは、それが瞑想や独りだけの祈りなどにとどまるときには、社会的ではない」という例をあげている [基礎 11=32-3]。というのも、ここでは「他者」が想定されていないからだということになろう。ヴェーバーの行為論において「対象」と「他者」の区別がどのようにつけられているかは、今後の検討課題である。「彼岸における自己」を想定して禁欲的行為に励んだとき、それはゲメインシャフト行為(ないし社会的行為)なのか、それとも単に「行為」なのか。ただし注意すべきは、ゲメインシャフト行為はもちろん重要であるけれども、ヴェーバーによれば、社会学的因果帰属として「ゲメインシャフト行為のみが重要だなどというわけではない」ということである [カテゴリー 441=44]。
- (9) 「他の方面の行為(たとえば、「友情」や自分の「生活スタイル」全体の発現としての行為)において、彼は、目的合理的に意志することも気づくこともなしに、彼の行為のある部分が協定された秩序(たとえば、宗教的なゼクテの秩序)に準拠していることによって、影響を受けることもある。」[カテゴリー 446=60]
- (10) 『基礎概念』のこの箇所には、「兄弟的訓戒」の事例が引かれている。
- (11) 「たとえば教会・教団その他のアンシュタルト的団体に属する構成員のゲゼルシャフト行為に対して、別のたとえば政治的団体からの授与がなされ、それにそうして他律的に秩序づけられたゲメインシャフトの関与者たちが自己のゲメインシャフト行為において従う、という場合である。」[カテゴリー 468-469=115-116]

【文献】

- 荒川敏彦、2009、「ヴェーバーの二つの宗教社会学と『カメレオンの眼』」『創文』2009.04 (No.518)、19-22。
- 小路田泰直ほか、2009、『比較歴史社会学へのいざない—マックス・ヴェーバーを知の交流点として』勁草書房。
- 正村俊之、2009、『グローバリゼーション—現代はいかなる時代なのか』有斐閣。
- 松井克浩、2007、『ヴェーバー社会学論のダイナミクス—「諒解」概念による『経済と社会』の再検討』未来社。
- 折原浩、1988、『マックス・ウェーバー基礎研究序説』未来社。
- 、1996、『ヴェーバー『経済と社会』の再構成—トルソの頭』東京大学出版会。
- 、2007、『マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か—歴史研究への基礎的予備学』勁草書房。
- 雀部幸隆、2007、『公共善の政治学—ウェーバー政治思想の原理的再構成』未来社。
- Schluchter, Wolfgang, 1988, *Religion und Lebensführung: Band 2, Studien zu Max Webers Religions- und Herrschaftssoziologie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (=1990、佐野誠訳「IV 宗教社会学」河上倫逸編『ヴェーバーの再検討』風行社。)
- ・折原浩、2000、鈴木宗徳・山口宏訳『『経済と社会』再構成論の新展開—ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ』未来社。
- 、2009, "Entstehungsgeschichte", in: *Max Weber Gesamtausgabe I/24: Wirtschaft und Gesellschaft: Entstehungsgeschichte und Dokumente*, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck) .
- 平子友長、1997、「解説」『高島善哉著作集 第七巻—マルクスとヴェーバー』こぶし書房。
- Weber, Max, 1913, "Ueber einige Kategorien der verstehenden Soziologie", in: *Logos: Internationale Zeitschrift für Philosophie der Kultur*, 4.Band, 3. Heft. Tübingen: J.C.B.Mohr, in: 1922, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen: J.C.B.Mohr. (=1990、海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社。) [カテゴリー] と略記。
- 、1913, "Das Postulat der Werturteilsfreiheit der Wissenschaft, Drittes Kapitel, Gutachten zur Werturteilsdiskussion im Ausschuss des Vereins für Sozialpolitik", in: Eduard Baumgarten, 1964, *Max Weber Werk und Person*, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck), S.102-139. [Gutachten] と略記。
- 、1917, "Der Sinn der Wertfreiheit der soziologischen und ökonomischen Wissenschaft", in:

- Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 7.Auflage, Tübingen: J.C.B.Mohr(Paul Siebeck). (=1972、木本幸造監訳『社会学・経済学における「価値自由」の意味』日本評論社。) [価値自由]と略記。
- , [1922] 1972, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Verstehenden Soziologie*, 5., revidierte Auflage, Tübingen: J.C.B.Mohr. [WuG] と略記。
- , [1922] 1972, “Soziologische Grundbegriffe”, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Verstehenden Soziologie*, 5., revidierte Auflage, Tübingen: J.C.B.Mohr. (= 1987、阿閉吉男・内藤完爾訳『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣。) [基礎] と略記。
- , [1922] 1972, “Religionssoziologie (Typen religiöser Vergemeinschaftung)”, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Verstehenden Soziologie*, 5., revidierte Auflage, Tübingen: J.C.B.Mohr. (= 1976、武藤一雄・藺田宗人・藺田坦訳『宗教社会学』創文社。) [宗教] と略記。

※本稿は、平成22年度科学研究費補助金（若手研究（B））の研究成果の一部である。

（あらかわ としひこ 本学非常勤講師）